

平成30年 9 月25日

## 第 116 回 遠野市農業委員会総会議事録

第116回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年9月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第11号  
会議年月日 平成30年9月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、  
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、  
17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
次長兼農業振興係長 菊池 今英  
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第116回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農地専門委員会に付議した事項について  
議事録署名人の指名及び会議書記の指名  
議案第32号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について  
議案第33号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について  
議案第34号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第35号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について  
議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第37号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦勞様でございますから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を3番、多田委員さんをお願いします。</p> <p>【「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略】</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第116回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。9番、綱木委員からは、遅れる旨の届出がありこれを了承したので報告します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b> 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。 8月28日から9月13日まで、平成30年9月遠野市議会定例会に出席してございます。 8月29日、●●県●●●●町農業委員会視察研修に対応。これに関しては運営委員さんと田中ナオ子委員さんに同席いただいております。 9月11日、平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会に委員さん、推進委員さんが参加してございます。なお、佐々木委員さんには発表、大変ご苦勞様でございました。 以上でございます。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>それでは、事務事業経過報告いたします。 9月6日、平成30年度農地パトロール（利用状況調査）追加調査でした。附馬牛地内です。 9月6日、第4回農業委員会だより編集委員会議を開催しました。 9月10日、農地法等申請締切日でありました。 9月14日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 9月19日、第4回農地専門委員会を開催いたしました。 9月20日、農業委員会だより「遠野盆地」を発行いたしまして全戸配布しております。 9月21日、第7回運営委員会を開催しました。 本日ですけれども、第116回遠野市農業委員会総会であります。 そして、明日以降の予定です。 9月26日、平成30年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石市で開催されます。会長と会長職務代理者と事務局長3人が出席する予定です。 9月30日、市制施行13周年記念功労者表彰式・遠野市民栄誉賞表彰式、祝賀会が市民センター大ホール、あえりあ遠野交流ホールで開催されます。会長等が出席する予定でございます。 10月1日、平成30年度第2回新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会があります。第1回目の研修会に参加できなかった委員さん方が出席される予定です。 10月10日、農地法等申請締切日です。 10月15日、農地転用等現地確認調査を予定しております。 10月25日、第117回遠野市農業委員会総会を予定しております。総会后、家族経営協定勉強会を行いまして、その後、第3回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催する予定です。 あとは、平成30年度上閉伊地方農業委員研修会を遠野市内でやる予定でおりまして、それについて現在日程を検討中であります。 11月1日から11月7日まで、平成30年度農地相談会を市内9地区、地区センター</p>

	<p>等で行う予定です。</p> <p>11月8日、平成30年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催されます。</p> <p>11月27日、●●県●●●市農業委員会の方々が視察研修で遠野にいらっしゃいます。今のところ38名が来遠するとのこととあります。</p> <p>11月28日、市農林水産振興大会があえりあ遠野で開催されます。</p> <p>11月29日、全国農業委員会会長代表者集会が東京都で開催されますし、併せて農業者年金加入推進セミナーが開催される予定です。</p> <p>最後、11月中旬、平成30年度遠野市農業委員会県外研修を検討しているところとあります。先日の運営委員会では11月12、13日と決定されております。決定といたしますか、それで検討してくださいとなっております。</p> <p>以上です。</p> <p><b>【報告事項】</b></p>
議 長	次に報告第1号、農地法第3条の3第1項に係る専決処分について、事務局にその内容を説明いたさせます。
事 務 局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について、であります。遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したものであります。</p> <p>番号1番から3番まで、すべて備考欄の土地の所有者が死亡したことによる相続であります。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	事務局から説明ありました。質問等ございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	<p>はい、質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、であります。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨の内容でございます。</p> <p>●●町●●、447.51㎡の土地ですが、何ら問題なく合意解約したものであります。契約内容につきましては32年3月31日までですけれども、今回これを解約するものであります。関連の内容につきましては議案第33号2番で改めて審議いただくものであります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	事務局から説明いただきました。これに対して質問等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。</p>
議 長	<p>平成30年8月31日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見聴取の通知があり、平成30年9月19日に開催した平成30年度第4回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘農地専門委員長から報告を受けました。</p> <p>遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見については、農用地区域からの除外4件について、農地専門委員会で協議を行い、その結果、全4件について、変更計画は至当と判断したところとあります。</p>

		本件については、議案第 37 号で上程いたします。
議	長	次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。
議	長	<p>【日程第 1】</p> <p>日程第 1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第 13 条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	ご異議なしと認め議事録署名人に 4 番、古屋敷徳夫委員、5 番、佐々木誠一委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。
議	長	次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。
副主幹		<p>3 ページでございます。第 116 回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第 3 条、今月計 4 件、16,182.51 m<sup>2</sup>。  利用集積、今月計 45 件、348,290 m<sup>2</sup>。  法第 4 条、なし。  4 ページでございます。  法第 5 条、今月計 1 件、3,077 m<sup>2</sup>。  適用外、なし。  法第 18 条第 6 項、今月計 1 件、447.51 m<sup>2</sup>。  以上でございます。</p>
議	長	<p>【日程第 2】</p> <p>次に日程第 2、議案第 32 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副主幹		<p>5 ページでございます。議案第 32 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、当申請地は今まで保全管理地となっていたものですが、近接地で畜産経営される方が自宅に近く耕作の便が良いことから牧草地として利用するため借り受けるものでございます。使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当委員お願いします。
7 番委員		7 番、新田です。場所は■■■■■から 500m 北に行った場所ですが、平坦な地域で、県道を境にして別れた場所ですが、農地の管理はとても良い感じで、委員 2 名推進委員 1 名事務局 3 名で確認しましたが地域に迷惑をかける場所でもないですし何も問題ないと確認してきました。以上です。
議	長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 32 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第 3】 続きまして日程第 3、議案第 33 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹		6 ページでございます。議案第 33 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、譲受人は畜産経営をしている方で、自宅に近接し耕作の面が良いことから牧草地として利用するため譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。 番号 2 番、当申請農地は農業経営基盤強化促進法により利用権設定されていた農地ですが、今回、譲渡人は負債整理のため譲り渡すもので、譲受人は相手方の要請により規模拡大し譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。 番号 3 番、当申請農地所有者の遺言状による第三者への遺贈でございます。農地の権利がない第三者へ遺言状により所有権移転する場合は農業委員会の農地法第 3 条による所有権移転の許可が必要なものでございます。 以上 3 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員をお願いします。
18 番委員		18 番、奥友です。9 月 14 日、事務局 3 名、農業委員 1 名、推進委員 1 名で現地を確認いたしました。買受人の方は和牛数十頭飼育していますし林業もやっております。自宅等を挟んで、はず向かいの土地なのですけれども、ここを若干の整備を加えて草地にするという本人の予定なそうです。近隣から異議等もございませんし、特に問題ないと判断をしまりました。
議	長	●●地区担当委員をお願いします。
2 番委員		2 番、白金英子です。9 月 14 日に農業委員と推進委員、事務局、合わせて 6 人で現地確認してきました。場所は市内から土淵方面に行く 340 号線で、佐藤工業の向かい側あたりにあります。事務局の説明のとおりで、周りの農地にも影響ないことを確認してきました。よろしく申し上げます。
議	長	続きまして、●●地区担当委員をお願いします。
14 番委員		14 番、田中です。14 日、農業委員 2 名と推進委員 3 名と事務局 3 名で現地を確認しました。先ほど事務局が説明したとおりでございますが、譲受人はきちんと農地を管理されておりましたので何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。

	<p>質疑ございませんか。</p>
12 番 委 員	<p>12 番、鈴木です。2 番の件ですけれども、周りの農地に影響がないということを今おっしゃいましたけれども、これは農地として活用するものですね。</p>
副 主 幹	<p>こちらは水稻作付ということで申請が出されております。</p>
議 長	<p>12 番、よろしいですか。</p>
12 番 委 員	<p>はい。</p>
7 番 委 員	<p>7 番です。同じく 2 番ですが、譲渡人も譲受人も両方知っているのですが、こちらは■■■■の向かいで、譲受人の自宅はその辺にあるのですか。</p>
副 主 幹	<p>譲受人の自宅の近接地でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
7 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>そのほか質疑ございませんか。</p>
	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 33 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 4】 続きまして日程第 4、議案第 34 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>7 ページでございます。議案第 34 号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 45 件、7 ページから 15 ページまででございます。内容はすべて中間管理権の設定、内訳は賃貸借権設定が 44 件、使用貸借権設定が 1 件でございます。なお、次の議案第 35 号、農用地利用配分計画と関連してございますので、その内容を備考欄に記載してございます。また、議案書に記載してございます一時利用指定地面積についてご説明いたします。これは●●●の●●地区の基盤整備事業において一時利用地の指定を受けた面積を記載したものでございます。一時利用地の指定とは土地改良事業の工事が行われ、換地処分による権利関係が確定するまでの間、従来土地に関わる一時利用耕作の継続をする土地を指定することで、9 月 21 日から一時利用地の使用集積の開始となっております。</p> <p>番号 1 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>番号 2 番から番号 39 番まで、●●●町の●●地区農業競争力強化基盤整備に係る新規の契約で、合計面積 301,428 m<sup>2</sup>、一時利用指定面積 248,610 m<sup>2</sup>、契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>番号 40 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>番号 41 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p>

		<p>番号 42 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>番号 43 番、新規で契約期間 10 年の貸貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>番号 44 番、新規で契約期間 10 年の貸貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>番号 45 番、新規で契約期間 10 年の貸貸借権設定、中間管理権の設定でございます。</p> <p>その他、申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。</p> <p>また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 18 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号 18 番を除く 44 件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 34 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p><b>【日程第 5】</b></p> <p>会議を再開いたします。続いて日程第 5、議案第 35 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>16 ページでございます。議案第 35 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画案に係る送議がありましたので、意見を求めるものでございます。本議案に係る申請は利用権の設定が 11 件、●●町 2 件、●●●町 3 件、●●町 1 件、●●町 3 件、●●町 2 件の申請でございます。全て前の議案第 34 号と関連してございますので、備考欄にその内容を記載してございます。また、●●●町の基盤整備事業における認定面積は一時利用指定期間面積となっております。</p>



		<p>番号1番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  番号2番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  番号3番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  番号4番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  17ページでございます。  番号5番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  番号6番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  番号7番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。  番号8番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  番号9番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  18ページでございます。  番号10番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  番号11番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。  申請の内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第6】  続いて日程第6、議案第36号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
副主幹		<p>19ページでございます。議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、車両置き場の整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は、自社の関連会社も含めて現在分散して駐車しているものを一か所に集中管理し、事業の効率化と安全性を図るため車両置き場を整備しようとするもので、会社に近く車両の出入りに便利であるため当申請地を適地としたものであり、第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地施設の敷地の面積の2分の1を超えないものは例外的に許可できるものであります。本案件の既存施設の敷地面積は25,271㎡、今回申請のあった拡張分の施設の敷地面積は3,077㎡で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
9番委員		<p>9番、綱木です。14日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。譲渡人の土地ですが、ほとんど耕作しておりません、今まで。年1回くらい草刈りを</p>

		<p>するくらいで農作物は作っておりませんので、別に問題なしと見てまいりました。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 36 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 7】</p> <p>続いて日程第 7、議案第 37 号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」と上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副主幹		<p>20 ページでございます。議案第 37 号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について、でございます。別資料といたしまして、遠野市長から農業委員会会長に宛てられました遠野農業振興地域整備計画変更計画案についての意見聴取も添付してございますので、説明につきましては添付資料で説明いたします。</p> <p>遠野農業振興地域整備計画の見直しは概ね 5 年毎に行われ、経済事情の変化、その他情勢の推移により、定期見直しまで待つことのできない緊急性・必要性があると認められる場合に限り随時変更見直しができることとなっております。この手続きにあたりましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会などの関係機関に計画変更案に対する意見照会を行い、変更計画案に対して意見を求められるものとなっております。本日お渡ししております資料のとおり、平成 30 年 8 月 31 日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案の意見聴取がありましたので、計画変更案について農地専門委員会で 9 月 19 日に協議し、農地専門委員会では異議なしとして会長に報告してございますが、その内容につきましてご説明したいと思います。</p> <p>農業地区域からの除外 4 件でございます。農用地区域からの除外につきましては、それぞれ事業計画地の選定にあたって、事業面積を必要最小限に、かつ、周辺農地への集団化・効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地での事業を計画しているものです。</p> <p>添付資料をご覧くださいと思います。</p> <p>ページ 4-2-1 から 4-2-7 でございます。番号 1 番、事業計画者は記載のとおりでございます。事業計画者は東日本大震災後の復興事業等による業務が増加、従業員数は倍の 12 名となっております。事業計画者の会社事務所は急こう配で幅員が狭い私道を登り切ったところにあり、大型車両の通行が困難で特にも冬期間は普通車両の通行にも支障をきたしている状況であり、また、建設機材や重機等車両を置くスペースもないことから近隣の社有地及び借地を資材置き場及び重機等車両置き場として利用しています。既存建設重機車両置き場は工場跡地のため敷地内は駐車スペースが狭く、現在所有する重機等車両及び受託作業用重機をすべて駐車することができず業務に支障をきたしていたものです。今回、重機等駐車スペースとして不足している分を整備しようとするものです。除外面積は 1,664 m<sup>2</sup>、事業計画概要は駐車場 722.4 m<sup>2</sup>、法面及び通路 941.6 m<sup>2</sup>となっております。除外後は第 2 種農地と判断され、例外的に許可できるものと考えられます。</p> <p>ページ 12-1 から 12-4 でございます。番号 2 番、事業計画者は記載のとおりでございます。事業計画者は東日本大震災復興事業による事業増加に伴い、大型重機を有し、会社事務所、重機置き場への通路が狭隘のため通行に支障をきたしているため、通路の拡幅整備をしようとするものです。除外面積は 2,177 m<sup>2</sup>のうち 229 m<sup>2</sup>、事業計画概</p>

	<p>要は通路拡幅分 229 m<sup>2</sup>となっております。除外後は第 1 種農地と判断されますが、例外的に許可できるものと考えられます。</p> <p>ページ 14-1 から 14-9 でございます。番号 3 番、事業計画者は記載のとおりでございます。事業計画者は東日本大震災復興事業に関わる工事の受注が増加し、重機車両、資機材が増加、従業員は 35 名増えて 50 名となっております。現在、資材及び車両置き場は市内 3 か所に分散しており、増加した資機材及び車両等を置くスペースを確保できず作業効率も悪いことから、新たに会社事務所周辺に集約し、資材置き場及び重機置き場を整備しようとするものです。除外面積は 3,274 m<sup>2</sup>、事業計画概要は解体用特殊重機 6 台分 800 m<sup>2</sup>、足場材 25 トン分 570 m<sup>2</sup>、従業員用駐車場 17 台分 400 m<sup>2</sup>、大型車両 10 台分 738 m<sup>2</sup>、積み込みヤード 766 m<sup>2</sup>となっております。除外後は第 2 種農地と判断され、例外的に許可できるものと考えられます。</p> <p>ページ 15-1 から 15-7 でございます。番号 4 番、事業計画者は記載のとおりでございます。事業計画者は東北横断自動車道復興道路の整備事業が加速、これに関連する工事の受注、下請けが増加し、資材を置くスペースが不足していることから、現在の資材及び重機置き場としている場所に隣接する場所付近で資材置き場を整備しようとするものです。除外面積は 3,667 m<sup>2</sup>のうち 1,901 m<sup>2</sup>、事業計画概要は資材置き場、シーティングプレート 100 枚、シートパイル 500 枚、鋼管直径 80 mm 50 本、直径 60mm 20 本、1,901 m<sup>2</sup>となっております。除外後は第 1 種農地と判断されますが、例外的に許可できるものと考えられます。</p> <p>以上 4 件、ご審議お願いいたします。</p>
議	<p>長 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 37 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	<p>長 【その他】 それでは、その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
7 番 委 員	<p>7 番です。今ご審議いただきました●●地区の、平成 24 年から計画立てまして昨年秋から工事が始まりまして、6 月 28 日完成ということで、地域の皆様から協力いただいて、そのあとに草を全体にまきました。収穫を 2 回やりまして、これからは中間管理事業に 80%移行します。その手続きもようやく済んで来年からは本格的に水田作業に入ることになりましたので、区画整理が終わったということで報告させていただきます。</p>
議	<p>長 ありがとうございます。その他、皆さんからは。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 事務局から。</p>
事務局次長	<p>お配りしております資料の説明をいたします。 最初に、平成 30 年農地パトロール（利用意向調査）および荒廃農地調査。前回速報値ということで総会に提出しておりましたが、その 9 月 25 日現在の状況でございます。(2) に利用状況調査および荒廃農地調査ということで最新の数字を表にしております。</p>

います。解消が 17 筆、24,547 m<sup>2</sup>ということで、後ろのほうについております資料の 1 番、解消というのがその内訳になってございます。次に 1 号遊休農地 (A 区分) でございますけれども、こちらが 47 筆、52,975 m<sup>2</sup>。資料の 2 番として全部で 6 ページとなっておりますけれども、内訳を資料として添付してございます。それから B 区分、144 筆、306,190 m<sup>2</sup>、これも資料 3 番として記載してございます。合計で調査表搭載農地 89 筆、137,349 m<sup>2</sup>。今回新規で把握したものが 119 筆、246,363 m<sup>2</sup>。合計で 208 筆、383,712 m<sup>2</sup>となっております。下のほうに昨年の実績値を載せております。資料めくっていただきますと 2 枚目に各町の内訳を載せてございます。カラーで印刷しております、赤い文字になっているところが前回速報値でお渡ししておりました資料から変更のあったところでございます。3 枚目も変更のあったところを赤い文字で示しておりますのでご覧になっていただきたいと思ひます。

資料表に戻っていただきまして検討の部分でございますけれども、地域推進班でこの後 10 月までに、調査結果について、遊休農地解消対策や非農地として判断してよいかということをお願いしたいと思ひます。今日、班長さん用に封筒をお渡ししております、その中に写真等まとめております報告者を配布してございましたので、それを利用して班で協議をお願いしたいと思ひます。申し訳ございませんが、綾織と上郷については写真等この後お届けします。班で検討していただきまして 10 月 25 日の今度の総会の後に第 3 回の検討会ということで、各班で情報を持ち寄りまして全体で共有しながら話し合いを予定してございます。

資料めくっていただきまして、3 としてこの後のスケジュール等でございますけれども、11 月末までに意向調査ということで A 区分、B 区分それぞれ利用意向調査と非農地判断の発送を予定してございます。委員の皆様から手渡していただいて市外については郵送と予定してございます。12 月末までに結果を集約して非農地判断を決定する予定でございます。遠野市等へも情報提供して共有していくところでございます。

耕作放棄地の資料については以上でございます。

その他の資料等ですけれども、封筒に活動報告書を入れてございます。9 月分ということで 10 月 10 日までの提出をお願いします。

それからカラーで印刷した横長の資料でございます。平成 31 年度の県の予算概算要求関係の資料を配布してございます。農地中間管理機構と農地集積集約化、農業委員会による農地利用最適化ということでまとめられた資料でございますけれども、めくっていただきますと 3 枚目に、この後推進班で突き詰めていただきます農地所有者の意向関係とか集落の話し合いといったところが農業委員会活動ということで挙げておりますし、関係する交付金ということで農業委員会交付金、農地パトロールの経費等の機構集積支援事業、新体制に伴って新しい農地利用最適化交付金、こういった 3 つの交付金に関連してございます。参考までにご覧いただければと思ひます。

9 月 20 日に全戸配布しました「遠野盆地」、皆さんにお配りしておりますのでご覧いただければと思ひます。

それから、平成 30 年 7 月豪雨災害義援金ご協力ありがとうございました。9 月 14 日に委員さんの分と事務局職員の分と合わせて 5 万円を全国農業会議所の義援金に募金しましたのでご報告いたします。

以上でございます。

議 長  
委 員  
事務局次長  
委 員

これに関連して皆様から質疑等ございませんか。

地域推進班の検討ですけれども、今月中にということですか。

現地調査の後に班会議を持たれているというところが多いと思ひますけれども、10 月の中頃になるかと思ひますけれども、そういう機会を利用して検討会の前に話し合いをもっていただきたいと思ひます。

検討メモを出さなければならないですか。

事務局次長	<p>まとめたものを提出していただいて検討会の資料にさせていただきたいと思います。検討メモということで班長さんに、A判定について、A判定について、その他ということでメモ用紙を封筒の中に入れて配布しておりましたので、それを提出していただければと思います。</p>
委員	<p>推進班班長各位というところの1番最後に、推進班で検討した内容について事務局への報告は必要ありませんとありますが、とりあえずは地域で検討してくださいということで、10月の総会の後で全体の検討会があるわけですがそれでも、その時点で作ればいいじゃないですか。</p>
議長	<p>全体の検討会の前に、事前に協議してほしいということですね。それで、事務局、いいですね。ただ、先ほどの事務局に報告必要ないというのは。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは会議を再開します。平成30年度農地パトロール(利用状況調査)・荒廃農地調査実施結果の検討について、これを少し詳しく説明してください。</p>
事務局次長	<p>それで、皆さんのところにはコピーを、班ごとの分を作っていましたので。ちょっとお時間いただきたいと思います。班長さんあてに、平成30年度農地パトロール(利用状況調査)・荒廃農地調査実施結果の検討について(お願い)という文章をお配りしております。1つ訂正なのですが、ご質問を受けました「推進班で検討した内容について、事務局への報告は必要ありません。」としている部分が、後ろにその検討メモという用紙をつけておりましたので、その検討メモの内容は推進班会議が終わった後に事務局まで提出お願いしたいと思います。その資料をまとめて、次回の第3回検討会の資料とさせていただきたいと思いますので。班で話し合いの後に提出をお願いしたいと思います。それで、手元に資料がない方が多い中で申し訳ございませんが、検討メモということで、今回A区分となったところをどう対策していくかということ班で話し合いをしていただきたいという内容と、B判定としたところをこの後、隣の農林課と話しをしたり、関係機関と確認をしたりして、非農地判断できないところもありますので。そういった内容をふまえて話し合いをいただければと思います。あとその他まとめていただいて話し合いをいただいて、ということで書いてございます。班で話し合いをしていただいて、全体で話し合いをして、市の方、再生協とも協議をして、それから農地判断、総会にかけるということで。段階的に作業を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。皆さんにお配りする資料を、今コピーを作っておりますので。</p>
議長	<p>確認ですけれども、来月25日の総会後に検討会があると。その前に推進班でメモを作成してほしいと。そのメモを検討会の時に話し合うということで、いいですか。推進班の会議というのはそれぞれの班で計画して行ってくださいということいいですね。</p>
事務局次長	<p>はい。</p>
委員	<p>事務局へ報告するということですね。25日の総会後に検討会を開くと。そうするとこの報告書はいつまでに出せばいいですか。その当日ではだめですね。</p>
事務局次長	<p>大体、現地確認あたりで班会議をすると終了後に。</p>
委員	<p>いつまでという形で言ったほうがいいんじゃないですか。結局それを資料にすると</p>

	いうことですよ。
委員	期限を言えいいんですよ。何日までと。15日に現地確認すればその2、3日後で十分だと思います。
事務局次長	10月17日をめどにお願いしたいと思います。
議長	10月17日までに。現地確認をして、前回と変わらないという場合は。
事務局長	次長が説明したとおりなのですが、まずA判定とB判定ですが、A判定については再生するということなので、そこを再生するにはどういう方法があるかということを確認してもらいます。B判定については農地から戻すものと戻せないものがあるので、戻せないものについては抵当権とかが設定されているものですから、名簿に色がついています。それは戻せないものなのでそれ以外については戻せるものなので、戻していいのか再確認です。Bについては戻すものを決めていただきたい。それらをもう1回見直して、農業委員さん、推進委員さんで話し合ってもらえればいいと思います。10月15日が現地確認なので17日あたりをめどにそれを作って出してもらえればいいです。推進班については、現地確認で何も変わらないといってもAがあるのであればその戻し方ですね、そういうのを協議していただければ。何も変わらないというのであれば変わりなしということでお伝えしていただければよろしいです。
議長	15日が現地確認で、全体で変わらないというのであれば変更なしでいいですか。
事務局長	現地確認をしてくださいということではありません。現地確認した内容を推進班で見直してくださいということです。10月15日というのは農地転用等の現地確認です。皆さん推進班では現地確認終わった後に推進班会議をもって情報交換されるということですから、そのあたりに今回のA判定、B判定を見直してもらえればいいなということです。
委員	各町必ず現地確認の後に会議していますか。
事務局長	やっているところとやっていないところがあるかもしれませんが、私たちが求めているのは推進班会議をしてくださいと。その時に農地パトロールで調査した内容を見直してくださいと。それでもって10月25日の第3回の検討会でこれらを話し合いするという流れで行きたいと思います。
議長	この一覧表で検討してくださいということですね。
事務局長	そういうことになります。さらに言うと、面倒臭くなりますので、まず農地パトロールをしたものについても1回見直していただく、生かすものは生かす、戻すものは戻すと。色がついているものはちょっと訳ありとかですね。
委員	ちょっとすいません。今手元に名簿が来たので聞きますが、色付きというのはこの名簿のオレンジ色とか色々なのですけれども、名前や住所が赤いのも色付きだし、どれのことですか。
事務局長	それらは追って説明になります。そこまで確認してなかったです。申し訳ありません。こちらで求めているのは内容の確認と、生かすものと戻すものを決めてもらいたいということです。あとからまた連絡します。
議長	とりあえず色の部分が何なのかだけ後から。
事務局長	はい。もう1回ちゃんと確認して連絡します。

議 長	<p>その他皆さんからこれに関して質問ございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p>
議 長	<p>分かりましたか。</p>
委 員	<p>半分わかって半分わからない。</p>
5 番 委 員	<p>私の認識ですけれども、要はA区分とかB区分とか、B区分は農地じゃないから戻せない、これは問題ない。A区分に残ったものを確認して集積できるかできないかをまとめる。</p>
事 務 局 長	<p>集積じゃないです。A区分というのは草が生えているから、それは刈って何か作れるかとか、管理してもらえるかとか、そういうことまでです。A区分に関しては再生するにはどういうふうにしたらいいかということを検討してもらえばいいです。それを集積するのは次の段階です。集積のことまで検討されるのは、それはそれでいいです。あとはですね、見なきゃいけないところもあるかもしれませんが、写真とかもついていますから、それらも踏まえて話し合いをお願いします。</p>
議 長	<p>A区分の所をどのように持っていくかということ判断すればいいと思います。B区分というのは3年以上原野だから。写真もあるし、現地も確認しているし。A区分の所をどうするかというのを推進委員さんと話をして進められればいいことだと思います。メモに。</p>
事 務 局 次 長	<p>一部、再生困難ということで山にならないB区分もある地域があります。最終的にはBは非農地判断に入れると、Aは農地を残すほうですけれども、山にならない再生困難なBもAに転入するという方向ですけれども、お話し合いをしていただければ。</p>
議 長	<p>分かりましたか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>それでは、このメモに関しては17日までに事務局に報告ですのでよろしく申し上げます。その前に推進委員さんとも会議を持っていただくと。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>それでは以上をもちまして第116回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。ご苦勞様でした。</p> <p>午後3時55分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年 月 日

遠野市農業委員 4番 \_\_\_\_\_

同 5番 \_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_